

登録教習機関の廃止について

下記機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「安衛法」という。）第77条第3項において準用する安衛法第49条の規定による登録教習機関業務休廃止の届出（廃止）があったので、安衛法第112条の2第2項第1号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

令和8年3月12日

秋田労働局長



登録・休止・廃止等の区分	廃止
廃止年月日	令和8年2月28日
名称	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
所在地	東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号 ニュー九段ビル9階
事務所の名称	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 秋田県支部
事務所の所在地	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210
電話番号	018-823-8258
担当者	実施管理者 大坂 千賀子
廃止した技能講習の区分	フォークリフト運転技能講習